

四 発行方法
三 用振替法の適
二 の法律項及びその拠
一 号行の根記

○財務省告示第三百二十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年九月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十月九日
財務大臣臨時代理

六

口
イ
發

国
債
市
場

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

特万三付一會六つ定う額
別円千国項計十いにち面
会八債のに九て基、金
計百に規関億はづ財額
に二つ定す千、き政で
関十いにる七額発法七
する億て基法百面行第千
八はづ律十金し四二
法千、き第五額た条百
律二額発四万で利第九
第百面行十円三付一十
四八金し六、千国項
四十額た条特四債の円
六五で利第別百に規

五

口
イ
方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内参募応
りに加額募
当お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

發別にご務
行參よと大
「加るに臣
と者發応が
い・行募各
う第へ限國
。」II以度債
非下額市
価一を場
格國定特
競債め別
争市る參
入場も加
札特の者

十	九	八	ハ	ロ	イ	七	ハ
發		振額最			払		
行	替	低行争非者特国行争非者特国入価込			行争非者特国行争非者特		
單	額	入価・別債	入価・別債札格金		入価・別債	入価・別	
面	札格第參市	札格第參市發競金		札格第參市	札格第參		
位	金	發競II加場	發競I加場行爭額	發競II加場	發競I加		
平す額の振	五	千	七円七	でた条特	でた条		
成るの記替	万	百	百千	千利第別	七利第		
二。整載法	円	六	二二	百付一會	百付一		
十数又の		十九	億百	七國項計	四國項		
七倍は規			千七	十債のに	億債の		
年の記定		億	六十	三に規閏	円に規		
九年九月	金録に	九	百億	億つ定す	つ定		
額はよ		千	九六	円いにる	いに		
に、る		五	十千	て基法	て基		
二十四日	よ最振	百	六九	、づ律	、づ		
る低替		二	万百	額き第	額き		
も額口		万	円六	面發四	面發		
の面座		円	十	金行十	金行		
と金簿			万	額し六	額し		

十四

十二

口イ一

初期利子

の経利入価・別債行争非者特国
払過札格第参市及入価・別債
込利発競Ⅱ加場び札格第参市
み子率行争非者特国発競Ⅰ加場

規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休支次八
日び営業払の年
に第業う算三
つ十日。式月
い六にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
.いへと支出支
.て以き払い払

額面金額× $\frac{14}{100} \times \frac{1}{2}$
額面金額の総額× $\frac{14}{100} \times \frac{4}{365}$

る定り払募年
。す算込入一
る出金決・
期し額定四
日たにのパ
に金加通ト
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

十額格十額
四面五面
錢金錢金
額以額
百上百円
にそのに
につそれづき
九九十九円
十九応九円
円募価六七

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每
成 務 本 面 成 子 、 支 年
二 大 銀 金 五 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
七 か 百 七 払 日 と 二
年 ら 円 年 う 以 し 十
九 通 に 九 。 前 、 日
月 知 つ 月 六 各 及
二 を き 二 月 支 び
十 受 百 十 間 払 九
四 け 円 日 に 期 月
日 た 属 に 二
す 者 お 十
る い 日